

# 6月議会の内容

6月議会の中で皆様にお知らせしたい内容をご紹介します。

## ▶ 水道料金の減免措置を行います

コロナ禍の長期化やエネルギーの高騰などによって町民生活に経済的な影響が出ていることから、町民や事業者等に対して水道料金の減免措置を行います。7月から10月までの4ヶ月間、水道料金の基本料金を免除します。水道料金の引き落とし時に自動的に基本料金が差し引かれるため、特に手続きの必要等はありません。

## ▶ 町指定ごみ袋の無料配布を行います

水道料金の基本料金の免除と併せて、町指定ごみ袋の無償提供を行います。町内全ての世帯に対して町指定ごみ袋10枚を提供します。提供開始は8月11日(木・祝)を予定しており、初日は垂井町役場の西側駐車場においてドライブスルー形式で提供するほか、役場の住民課窓口や各地区のまちづくりセンターでも提供を行います。詳細は広報たらい、垂井町のホームページをご覧ください。

## ▶ 太陽光発電設備等の設置に対する補助があります

カーボンニュートラルを実現するため、太陽光発電の設置に対して補助金が出ます。太陽光の設置に対しては「7万円/kW(上限5kW)」を、蓄電池の設置に対しては「蓄電池の価格の3分の1の金額(上限5kWh)」を補助します。申請の受付は先着順です。ご希望の方は役場住民課の環境衛生係にお問い合わせください。

## ▶ 主な報告事項

### ● 後期高齢者医療制度の変更

令和4年10月1日より、一定以上の所得のある後期高齢者の方は「一般所得者等」から「一定以上所得のある方」となり、医療費の負担割合が1割から2割となります。国の医療費は44兆円を超え、今後さらに上がっていく見込みです。健康増進と医療費抑制にご協力をお願いいたします。

### ● 農地が取得しやすくなりました

7月1日から、農地法第3条の別段の面積(農地取得の下限面積)を町内一律30アールに引き下げます。また、申請により農業委員会が指定した農地については、0.1アール(10㎡)から取得可能です。また今後は国の法改正により、さらに農地の取得がしやすくなる見込みです。

## ▶ 補正予算の案件

### ● 令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、住民税非課税世帯等に対する給付金事業を実施します。住民税非課税世帯の中で一定の要件を満たしている世帯の方々に対して、7月上旬を目処に10万円を支給します。

### ● 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する給付金事業を行います。支給額は対象児童1人につき一律5万円です。対象者や詳細については、役場ホームページ等をご覧ください。

本活動報告の文字は今回の一般質問でも取り上げた「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。



東西文化の境界線上にある町

個性豊かな7つの地区がある町

虹がよく出る町

## ▶ 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」の変更について

5月23日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、ウィズコロナに向けたマスク着用の方針が発表されました。新たな方針では「屋外・屋内」と「会話の有無」によって着用するかどうかを分けています。また、「特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します」と、マスクを外すことを勧めています。乳幼児についても、2歳未満はマスクを着けることを推奨していません。

垂井町も「垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が改定され、マスクを外しても良い状況が示されました。今後は周知に努め、マスクを外せる場面では、皆さんが安心してマスクを外して生活できるように取り組んでいきます。

「基本的対処方針に基づく対応」によるマスク着用の方針

|             | 身体的距離(※)が確保できる<br>※2m以上を目安 |          | 身体的距離が確保できない |          |
|-------------|----------------------------|----------|--------------|----------|
|             | 屋内                         | 屋外       | 屋内           | 屋外       |
| 会話を行う       | 着用を推奨する                    | 着用は必要はない | 着用を推奨する      | 着用を推奨する  |
| 会話をほとんど行わない | 着用は必要はない                   | 着用は必要はない | 着用を推奨する      | 着用は必要はない |

内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室「基本的対処方針に基づく対応」を元に作成

## 今後の方向性

今後取り組んでいきたい政策やテーマの一部をご紹介します。

## ▶ 第6次総合計画での政策提言

垂井町の行政運営を行うために数多くの計画が作られていますが、重要な計画が「垂井町総合計画」です。この計画は町の10年間の方向性を定めたもので、現在は第6次総合計画(2017年~2027年)が進んでいます。今年は後半5年間の町の方向性を定める後期計画を立案していくため、2022年~2027年に垂井町が進むべき方向性を決めていきます。特に後期計画ではウィズコロナやカーボンニュートラル、予想よりもはるかに早い人口減少など解決すべき課題が山積していますので、しっかりと提言を行ないます。

## ▶ 子育てしやすい環境の整備(公園整備・所得制限撤廃など)

垂井町の出生数はこの30年で半数近くに減少し、今では年間に100名程の出生数となりました。この町の状況を変えていくためにも、まずは「今住んでいる人が子育てしやすい環境」の整備に注力していきます。具体的には朝倉や相川等の公園づくりや遊具整備、そして子育て世帯への支援に対する所得制限の撤廃です。少しでもこの町の子育て環境が良くなるように、残された任期中に取り組んでいきます。

町政に関するご質問やご要望など、随時受け付けております。お話を伺いに参りますのでお気軽にお声かけ下さい。